

報告事項 1（意見聴取）

令和 7 年 11 月定例府議会提出予定の議案について

令和 7 年 11 月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案及び条例案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和 7 年 11 月 10 日

○事件議決案

- 1 包括遺贈に係る権利の放棄の件
- 2 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）
- 3 大阪府立富田林支援学校における児童の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

○条例案

- 1 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

<参考>

○今後の予定

- | | |
|-------------|---|
| 11 月 21 日以降 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく知事からの意見聴取 |
| 11 月 27 日 | 意見聴取に対する回答期限 |
| 11 月 28 日 | 11 月定例府議会本会議開会 |

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

番号	件 名	概 要
1	包括遺贈に係る権利の 放棄の件	本府を受遺者とする遺言により生じた包括遺贈に係る権利を放棄することについて議決を求めるもの。 放棄する権利：動産の一部を本府に遺贈する遺言による包括遺贈に係る権利
2	指定管理者の指定の件 (教育委員会所管施設)	(1) 大阪府立漕艇センター 指 定 期 間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで 指定する団体 一般社団法人大阪ボート協会
		(2) 大阪府立少年自然の家 指 定 期 間 令和8年4月1日から 令和18年3月31日まで 指定する団体 少年自然の家共同事業体
		(3) 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立弥生文化博物館及び大阪府立近つ飛鳥博物館 指 定 期 間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで 指定する団体 AKN共同事業体
3	大阪府立富田林支援学校における児童の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	大阪府立富田林支援学校における児童の負傷事故に関して損害賠償の額を決定し、民法第695条の規定により和解するため、議決を求めるもの。 内容：府は、相手方に対し本件に関する損害賠償金として、金1,127,451円の支払義務があることを認める。

○条例案

番号	件 名	概 要
1	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件	大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を含む。 国家戦略特別区域法の改正により、国家戦略特別区域限定保育士が廃止されたことに伴い、規定の整備等を行う。 施行日：公布の日（一部、令和8年3月1日）

大阪府条例第 号

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

(大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前										
(虐待等の禁止) 第十二条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (入所者等及び職員の健康診断) 第十六条 (略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診断(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条又は第十三条に規定する健康診断をいう。以下同じ。)(以下「健康診断等」という。)が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)に対する健康診断</td><td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 3 第一項の健康診断を行つた医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳(母子保健法第十六条第一項に規定する母子健康手帳をいう。)又は入所した者の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。 4 (略) (十人以上の乳幼児を入所させる乳児院の設備の基準) 第二十六条 乳児院(十人未満の乳幼児を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のと	(略)	(略)	児童が通学する学校における健康診断	(略)	乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)に対する健康診断	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	(虐待等の禁止) 第十二条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (入所者等及び職員の健康診断) 第十六条 (略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>(略)</td></tr> </table> 3 第一項の健康診断を行つた医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十六条第一項に規定する母子健康手帳をいう。)又は入所した者の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。 4 (略) (十人以上の乳幼児を入所させる乳児院の設備の基準) 第二十六条 乳児院(十人未満の乳幼児(乳児又は幼児をいう。以下同じ。))を入所させる乳児	(略)	(略)	児童が通学する学校における健康診断	(略)
(略)	(略)										
児童が通学する学校における健康診断	(略)										
乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)に対する健康診断	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断										
(略)	(略)										
児童が通学する学校における健康診断	(略)										

おりとする。 一一三 (略) (十人以上の乳幼児を入所させる乳児院の職員) 第二十八条 (略) 2 (略) 3 第一項第二号に掲げる看護師は、保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。附則第八項、附則第十八項及び附則第十九項を除き、以下同じ。)又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもつてこれに代えることができる。ただし、十人の乳幼児が入所する乳児院にあつては二人以上十人を超える乳幼児が入所する乳児院にあつては乳幼児の数がおおむね十人増すごとに一を加えた数以上の看護師を置かなければならない。 4―6 (略)	院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。 一一三 (略) (十人以上の乳幼児を入所させる乳児院の職員) 第二十八条 (略) 2 (略) 3 第一項第二号に掲げる看護師は、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。附則第八項、附則第十八項及び附則第十九項を除き、以下同じ。)又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもつてこれに代えることができる。ただし、十人の乳幼児が入所する乳児院にあつては二人以上十人を超える乳幼児が入所する乳児院にあつては乳幼児の数がおおむね十人増すごとに一を加えた数以上の看護師を置かなければならない。 4―6 (略)
--	---

第二条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(十人未満の乳幼児を入所させる乳児院の職員) 第二十九条 (略) 2 (略) 3 前条第一項第四号及び第一項第三号に掲げる家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (乳児院の長の資格等) 第三十条 (略) 一・二 (略) 三 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者 四 (略) 五 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第二十二條の二第一項第四号に規定すること	(十人未満の乳幼児を入所させる乳児院の職員) 第二十九条 (略) 2 (略) 3 前条第一項第四号及び第一項第三号に掲げる家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士(精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第二条に規定する精神保健福祉士をいう。以下同じ。)</u>の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (乳児院の長の資格等) 第三十条 (略) 一・二 (略) 三 (略) 四 知事が<u>前三号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第二十二條の二第一項第四号に規定すること

も家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの
イーハ (略)

2 (略)

(母子生活支援施設の長の資格等)

第三十八条 (略)

一・二 (略)

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

四 (略)

五 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第二十七条の二第一項第四号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したものの

2 (略)

(母子支援員の資格)

第三十九条 (略)

一・四 (略)

五 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

六 (略)

(職員)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 第一項第五号に掲げる家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4―7 (略)

(児童養護施設の長の資格等)

第五十九条 (略)

一・二 (略)

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

四 (略)

五 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第四十二条の二第一項第四号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したものの

2 (略)

(児童指導員の資格)

第六十条 (略)

一・三 (略)

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

五―十一 (略)

も家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの
イーハ (略)

2 (略)

(母子生活支援施設の長の資格等)

第三十八条 (略)

一・二 (略)

三 (略)

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第二十七条の二第一項第四号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したものの

2 (略)

(母子支援員の資格)

第三十九条 (略)

一・四 (略)

五 (略)

(職員)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 第一項第五号に掲げる家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4―7 (略)

(児童養護施設の長の資格等)

第五十九条 (略)

一・二 (略)

三 (略)

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第四十二条の二第一項第四号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したものの

2 (略)

(児童指導員の資格)

第六十条 (略)

一・三 (略)

四―十一 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)	
第九十三条 (略)	
一・二 (略)	
三	子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
四 (略)	
五	知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第七十四条第一項第四号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの
2	(略)
(児童自立支援施設の長の資格等)	
第一百一条 (略)	
一・二 (略)	
三	子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
四 (略)	
五	知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、三年）以上であるもの
イハ	(略)
2	(略)
(児童自立支援専門員の資格)	
第一百二条 (略)	
一・二 (略)	
三	精神保健福祉士の資格を有する者
四	子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
五	十八 (略)
(児童生活支援員の資格)	
第一百三十三条 (略)	
一・二 (略)	
三	精神保健福祉士の資格を有する者
四	子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
五	(略)
(職員)	
第一百十四条 (略)	
2 (略)	
一 (略)	
二	里親として五年以上の委託児童（法第二十七條第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第一條の十に規定する養育者等をいう。以下同じ。）若しくは乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度に関する理解及びソーシャルワークの視点（里親等に対する相談及び援助をはじめ

(児童心理治療施設の長の資格等)	
第九十三条 (略)	
一・二 (略)	
三	(略)
四	知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、第三十条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は令第七十四条第一項第四号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの
2	(略)
(児童自立支援施設の長の資格等)	
第一百一条 (略)	
一・二 (略)	
三	(略)
四	知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、三年）以上であるもの
イハ	(略)
2	(略)
(児童自立支援専門員の資格)	
第一百二条 (略)	
一・二 (略)	
三	十八 (略)
(児童生活支援員の資格)	
第一百三十三条 (略)	
一・二 (略)	
三	(略)
(職員)	
第一百十四条 (略)	
2 (略)	
一 (略)	
二	里親として五年以上の委託児童（法第二十七條第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一條の十に規定する養育者等をいう。以下同じ。）若しくは乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度に関する理解及びソーシャルワークの視点（里親

とする令第八十八条の六第二項第二号のソーシャルワークの視点をいう。)を有するもの 三 (略) 3・4 (略)	等に対する相談及び援助をはじめとする令第八十八条の六第二項第二号のソーシャルワークの視点をいう。)を有するもの 三 (略) 3・4 (略)
--	---

(大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(従業者の員数) 第六条 (略) 一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数 イ・ロ (略) 二 (略) 219 (略) (健康管理) 第三十四条 (略) 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。以下同じ。)(以下「健康診断等」という。)が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 (略) (略)	(従業者の員数) 第六条 (略) 一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数 イ・ロ (略) 二 (略) 219 (略) (健康管理) 第三十四条 (略) 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 (略) (略)

3 (略)	障害児が通学する学校における健康診断	乳児又は幼児に対する健康診査	(略)
3 (略)	障害児が通学する学校における健康診断	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	(略)

(大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(従業者の員数) 第五条 (略) 一・二 (略) 三 児童指導員及び保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) 次に掲げる員数 イ一ハ (略) 四一六 (略) 二一四 (略) 第六条 (略) 三二 (略) 三 (略) 一・二 (略) 三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。 四 (略) 四・五 (略) (健康管理) 第二十九条 (略) 二 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。以下同じ。)(以下「健康診断等」という。))が行われた場合であつて、当該健康	(従業者の員数) 第五条 (略) 一・二 (略) 三 児童指導員及び保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) 次に掲げる員数 イ一ハ (略) 四一六 (略) 二一四 (略) 第六条 (略) 三二 (略) 三 (略) 一・二 (略) 三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第五十四条第一項第二号において「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。 四 (略) 四・五 (略) (健康管理) 第二十九条 (略) 二 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことが

診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	できる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。										
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診断</td><td>入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table>	(略)	(略)	障害児が通学する学校における健康診断	(略)	乳幼児に対する健康診断	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	障害児が通学する学校における健康診断	(略)
(略)	(略)										
障害児が通学する学校における健康診断	(略)										
乳幼児に対する健康診断	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断										
(略)	(略)										
障害児が通学する学校における健康診断	(略)										
3 (略) (虐待等の禁止) 第四十四条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 2・3 (略)	3 (略) (虐待等の禁止) 第四十四条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 2・3 (略)										

(大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の資格等) 第六条 第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（以下「旧国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。 2―6 (略) (虐待等の禁止) 第二十二條の二 認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三條の十第一項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八條第二項において準用する法第二十七條の二第一項各号）に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(職員の資格等) 第六条 第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。 2―6 (略) (虐待等の禁止) 第二十二條の二 認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三條の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(職員) 第三十二条 (略) 2 (略) 3 (略) (略) 備考 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。))を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項(旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。)の登録(以下備考1において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2—4 (略) 4—7 (略) (虐待等の禁止) 第五十条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(職員) 第三十二条 (略) 2 (略) 3 (略) (略) 備考 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。))を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項(国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。)の登録(以下備考1において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2—4 (略) 4—7 (略) (虐待等の禁止) 第五十条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
---	---

(大阪府一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 大阪府一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第十四条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第三十三條の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第十九条 (略) 一—三 (略) 四 保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) 五—九 (略) 2—4 (略)	(虐待等の禁止) 第十四条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第三十三條の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第十九条 (略) 一—三 (略) 四 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) 五—九 (略) 2—4 (略)

--	--

第七 条 大阪府一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(児童指導員の資格) 第二十二 条 (略) 一 二三 (略) 四 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 五 大学(学校教育法第一条に規定する大学をいう。第八号を除き、以下同じ。)(短期大学(同法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。))を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 六 十一 (略)	(児童指導員の資格) 第二十二 条 (略) 一 二三 (略) 四 大学(学校教育法第一条に規定する大学をいう。第七号を除き、以下同じ。)(短期大学(同法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。))を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 五 十 (略)

(大阪府福祉行政事務手数料条例の一部改正)

第八 条 大阪府福祉行政事務手数料条例 (平成十二年大阪府条例第七号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		
(納入義務者及び金額)		
第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)(以下「旧国家戦略特別区域法」という。)、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和七年政令第三百三十七号)附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)(以下「旧国家戦略特別区域法施行令」という。))及び児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)に基づく事務に関し、次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
項	区 分	金 額

改正前		
(納入義務者及び金額)		
第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)、国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)及び児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)に基づく事務に関し、次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
項	区 分	金 額

2	(略)	二	児童福祉法第十八条の十八第三項の保育士登録を受けようとする者	(略)	三	旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第三項の国家戦略特別区域限定保育士登録を受けようとする者	(略)	四・五	(略)	六	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において読み替えて準用する児童福祉法の施行令第十七条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	七	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において準用する児童福祉法施行令第十八条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の再交付を受けようとする者	八	(略)	(略)
	児童福祉法第十八条の九第一項の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者又は保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者は、前項の表一の項又は八の項に定める金額の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。															
	(略)															
	(略)															

3	(略)	二	児童福祉法第十八条の十八第三項の保育士の登録を受けようとする者	(略)	三	国家戦略特別区域法第十二条の五第六項の国家戦略特別区域限定保育士試験を受けようとする者	七〇〇	四	国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第三項の国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けようとする者	(略)	五・六	(略)	七	国家戦略特別区域法施行令第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行令第十七条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	八	国家戦略特別区域法施行令第九条において準用する児童福祉法施行令第十八条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の再交付を受けようとする者	(略)	九	(略)	(略)
	児童福祉法第十八条の九第一項（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者又は保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者は、前項の表一の項、三の項又は九の項に定める金額の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。																			
	(略)																			
	(略)																			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第七条の規定は、令和八年三月一日から施行する。